

誘導施設一覧表

●:誘導施設として位置づけているもの (詳細については、計画書をご確認ください)

施設種別	施設記号	用途記号※ ※建築基準法施行規則別記様式による	誘導施設		広域		交通					生活		誘導施設(届出対象となる施設:定義)	施設記号	
					A	B	C	D	E	F	G	H				
					倉敷	児島	玉島	水島	庄	茶屋町	船穂	真備				
					倉敷駅 周辺地区	児島駅 周辺地区	新倉敷駅 周辺地区	栄駅・常盤駅 周辺地区	中庄駅 周辺地区	茶屋町駅 周辺地区	船穂地区	吉備真備駅 周辺地区				
医療	M1		高次医療施設	地域医療支援病院・特定機能病院	●	-	-	-	●	-	-	-	●	●	・医療法第4条に定める「地域医療支援病院」, 医療法第4条2に定める「特定機能病院」	M1
	M2	08260	一般病院	大規模	病床数200床以上	●	●	●	●	-	-	-	-	-	・医療法第1条の5に定める「病院」のうち, 病床数100床以上のもの	M2
	M3			中小規模	病床数100床以上	●	●	●	●	●	-	-	●	-		M3
介護福祉	N1	-	総合保健福祉センター	サテライト施設等含む	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・くらしき健康福祉プラザ条例に基づき市が設置する施設	N1
	N2	-	保健福祉センター	サテライト施設等含む	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	・地域保健法第18条に規定する「市町村保健センター」として市が設置する施設	N2
	N3	08210	障がい者支援センター		●	●	●	●	-	-	-	●	-	-	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する「地域生活支援センター」(事業主体である市が認めた者へ委託する場合を含む)	N3
	N4		老人福祉センター	サテライト施設等含む	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・老人福祉法第5条に規定する「老人福祉センター」のうち, 市条例に基づき市が設置する施設	N4
子育て支援	P1	-	子育て支援センター	サテライト施設等含む	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・倉敷市子育て支援センター事業実施要綱で定める「倉敷市子育て支援センター」	P1
	P2	08070 08180 08132 08210	乳幼児一時預かりサービス施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営する「乳幼児一時預かりサービス施設」(事業主体である市が認めた者へ委託する場合を含む)	P2
	P3	-	子育て世代包括支援センター	サテライト施設等含む	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・母子健康包括支援センター事業(母子保健型子育て世代包括支援センター)	P3
	P4	08210	児童館		●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	・倉敷市児童館条例に基づき市が設置する「児童館・児童センター」	P4
商業	C1	08440	百貨店 複合型大規模商業施設	店舗面積2万㎡以上	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・建築基準法別表第一(四)の「百貨店」・「マーケット」・「物品販売業を営む店舗」に該当する商業施設であり, 店舗面積が2万㎡を超えるもの(複合用途の建築物を含む)	C1
	C2	08440 08438 08450 08530 08540	大規模集客施設		●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	・店舗, 飲食店, 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 展示場, その用途に供する部分(劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては, 客席の部分に限る)の床面積の合計が1万㎡を超えるもの ※遊技場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場, その他これらに類する用途に供する建築物【08390】を除く (注:大規模集客施設のうち, 上記のC1:「百貨店」, 「複合型大規模商業施設」に該当する店舗については, C1として取り扱う)	C2
	C3		スーパーマーケット	5,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	・食品衛生法の規定による営業許可が必要な生鮮品等を販売する商業施設のうち, 下記のいずれかに該当する施設 ○建築基準法別表第一(四)の「マーケット」又は「物品販売業を営む店舗」※主要用途に供する部分の面積合計が500㎡以上に限る また, 用途記号【08438】の日用品の販売を主たる目的とする店舗は除く (注:スーパーマーケットのうち, 上記のC2:「大規模集客施設」に該当する店舗については, C2として取り扱う)	C3
	C4	08440		3,000㎡以上	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-		C4
	C5			500㎡以上	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-		C5
金融	F1	08458 08470	銀行・信用金庫等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・銀行法, 信用金庫法, 労働金庫法, 中小企業等協同組合法, 信用組合による金融事業に関する法律, 農業協同組合法, 農林中央金庫法に基づき, 資金の貸付(融資)等を行う金融機関, 又はこれらに類するサービス業を営む店舗(窓口を有する施設)	F1
教育	E1	08110	大学・大学院・短期大学	サテライト施設等含む	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	・学校教育法第1条に定める「大学」	E1
	E2	08120	専修学校(専門学校)		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・学校教育法第124条に定める「専修学校」のうち, 専門課程を有する施設	E2
交流	A1	08550 08650 08400	コンベンション施設		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・市条例に基づき市が設置する公共コンベンション施設	A1
		-	観光交流センター		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設であり, 市条例に基づき市が設置する施設	
	A2	08150	博物館・美術館・博物館類似施設		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・博物館法第2条第1項に定める博物館・博物館法第29条に定める博物館相当施設のうち, 市条例に基づき市が設置する施設, 又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人等が設置するもの(博物館類似施設については, 計画書に記載)	A2
	A3	08140 08530	全市民的な市民交流施設		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・地域住民の相互交流を目的とし, 地域の活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設として, 市条例に基づき市が設置する施設	A3
			地域の市民交流施設		-	●	●	●	-	-	-	-	-	-		
	A4	08550 08530	全市民的な市文化施設		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・市条例に基づき市が設置する施設 全市民的な文化施設:市民会館・芸文館 地域の文化施設:児島文化センター, 玉島文化センター, マービーふれあいセンター	A4
地域の文化施設			-	●	●	●	-	-	-	-	-	-				
A5	08380 08230	屋内スポーツ施設・健康増進施設		●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	・社会教育調査規則第3条第13号に定める体育施設のうち, 市条例に基づき, 市が設置する施設	A5	
A6	08140	中央図書館	サテライト施設等含む		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・図書館法第2条第1項に定める図書館及びこれに類する施設(同法第29条に規定する図書館同種施設)のうち, 市条例に基づき市が設置する施設	A6
		地域の図書館	サテライト施設等含む		-	●	●	●	●	●	●	●	●			
6 その他	D1		複合施設		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・市街地再開発事業で整備された複合施設	D1